

駐車許可関係（介護・看護関係等）

福島県道路交通規則の一部が改正され、「公安委員会による駐車禁止規制除外」及び「警察署長による駐車許可」について、全国的な運用の見直しに伴い、その許可対象、要件等の一部が平成19年8月1日（水）から変わります。改正の内容は、次のとおりです。

なお、介護用務等で駐車許可が必要な場合は、許可条件を満たした場合については、これまでどおり駐車許可で対応することについては、変更ありません。

1 趣旨・背景

全国的に、駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しに伴い、「公安委員会による駐車禁止規制除外」及び「警察署長による駐車許可」に関する規定を改正することとしたものです。

2 駐車許可の改正の要点

警察署長による駐車許可は、

- 交通に危険を生じ、又は交通の流れを著しく阻害する時間帯や場所でないこと。
- 他の公共交通機関等の交通手段によつたのでは、用務の目的を達成することが著しく困難であること。
- 貨物の積卸しの場合は、5分を越える時間を要すること。
- 道路使用（道路交通法第77条第1項）には当たらないこと。
- 人による可搬できない重量、長大、大量の貨物の場合は用務地の直近に、その他の場合は用務地からおおむね半径100m以内の範囲内に、駐車できる場所がないこと。

がその要件として定められました。

(注) 用務による許可判断基準はなくなりましたが、用務先の交通状況による判断は厳格となりました。

3 その他

この要件に関する連絡先は、次のとおりです。

福島県警察本部交通部交通規制課規制第4係 (担当 井上、笠井)

電話 024-522-2151 内線 763-260 又は 763-261